

## 北極海域における重質油の使用及び運搬に関する事項

### 改正規則等

海洋汚染防止のための構造及び設備規則  
海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領  
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)

### 改正理由

2021 年 6 月に開催された IMO 第 76 回海洋環境保護委員会 (MEPC76) において、MARPOL 条約附属書 I の改正が、決議 MEPC.329(76)として採択され 2022 年 11 月 1 日に発効することとなった。同改正においては、北極海域での燃料としての重質油の使用及び運搬に関する特別要件が新たに規定された。

今般、海洋汚染防止のための設備に関して、MEPC.329(76)に基づき関連規定を改める。

### 改正内容

北極海域においては、重質油の燃料としての使用及び運搬を禁止する旨改める。

「海洋汚染防止のための構造及び設備規則」の一部を次のように改正する。

### 3 編 油による海洋汚染防止のための構造及び設備

#### 1 章 通則

##### 1.2 一般

1.2.6 として次の 1 条を加える。

##### **1.2.6 北極海域における燃料としての重質油の使用及び運搬に関する特別要件（附属書 I 第 43A 規則）\***

- 1. 船舶の安全の確保，又は搜索及び救助活動に従事する船舶や油流出の準備及び対応に専念する船舶を除き，北極海域においては，2024 年 7 月 1 日以降，1.2.5(2)に規定される油を燃料として使用及び運搬してはならない。
- 2. 前-1.の規定にかかわらず，1.2.3 又は 9 編 2.2.1 の規則が適用される船舶は，北極海域においては，2029 年 7 月 1 日以降，1.2.5(2)に規定される油を燃料として使用及び運搬してはならない。
- 3. 北極海域に入る前に 1.2.5(2)に規定される油を使用及び運搬した場合，タンクの洗浄及び配管のフラッシング作業を行う必要はない。

「海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

### 3 編 油による海洋汚染防止のための構造及び設備

#### 1 章 通則

##### 1.2 一般

1.2.5 を次のように改める。

##### **1.2.5 南極海域における重質油の使用及び運搬に関する特別要件(附属書 I 第 43 規則)**

規則 1.2.5 にいう「南極海域」とは、~~南緯 60 度以南の~~鋼船規則 I 編 1.2.1(26)に規定する海域をいう。

1.2.6 として次の 1 条を加える。

##### **1.2.6 北極海域における燃料としての重質油の使用及び運搬に関する特別要件（附属書 I 第 43A 規則）**

規則 1.2.6 にいう「北極海域」とは、鋼船規則 I 編 1.2.1(27)に規定する海域をいう。